

<登校について>

1. 登校

- (1) 朝は、8時05分までに校門を通過し、8時10分までには、教室に入り、読書を開始する。8時10分を始業時間とする。
- (2) 登校した生徒から、身支度をし、宿題等を提出する。

2. 自転車通学

- (1) 許可された生徒（通学距離が2.5km以上）だけが、学校指定のヘルメットを着用し、自転車通学を行う。
- (2) 自転車通学者は、学校が定めた自転車通学者の規則を遵守する。

<校内生活について>

1. 朝の集会（生徒集会：第1週、全校集会：第2週、学年集会：第3週）

- (1) 8時10分に各教室前から入場を開始する。

2. 始業、休み時間

- (1) 授業の始めの号令は、チャイムが鳴り始めるのと同時にかける。（着席のまま礼）
- (2) 休み時間は、次の授業の準備とトイレを済ませ、チャイムの前に席に着いておく。

3. 昼食

- (1) 各学級ごとに昼食をとる。他の学級には行かない。
- (2) 給食終了までは教室から出ない。

4. 掃除

- (1) 分担に従い、協力して無言で行う。（無言清掃）
- (2) 掃除用具は、ていねいに扱う。破損した場合は、直ちに担当の先生に届け出る。

5. 外出

- (1) 原則として、外出は認めない。
- (2) やむを得ない理由で外出が必要な場合は、担任等に届け出て、許可をもらう。

6. 欠席、遅刻、早退、保健室利用

- (1) 欠席、遅刻は、8時00分までに保護者からマチコミメールで連絡をしてもらう。
- (2) 保健室利用は、原則1時間を上限とし、体調が改善しない場合は、早退し、自宅で療養する。
- (3) 早退は、担任や学年職員、養護教諭等が保護者に連絡をし、迎えに来てもらう。

<服装について>

1. 頭髪

【男子】(1) 頭髪は眉を越さないようにする。また、耳、えりにかからないようにする。

- (2) 整髪料は使用しない。また、特異な髪型は原則認めない。

【女子】(1) 頭髪は眉を越さないようにする。また、えりにかからないようにする。

- (2) 肩につくような場合には、耳の後ろ、耳の上部より上にならないところで結ぶようにする。
結ぶゴムの色は黒・紺・茶とする。

- (3) 髪飾りは使用しない。髪止め用のピンなどは黒・紺・茶とする。
（前髪をピンでとめる場合は、横でとめる）

- (4) 整髪料は使用しない。また、特異な髪型は原則認めない。

2. 制服

【男子】(1) 制服は学校指定の黒の標準学生服とし、変形服は着用しない。

- (2) ズボンはストレートタイプとする。

- (3) 夏、冬服ともに左胸にクリップ式の名前札を着ける。朝の会、帰りの会で着脱する。

- (4) 夏服は、校章入りの指定の白半袖シャツとし、ズボンの中に入れる。

【女子】(1) 制服は学校指定の紺のセーラー服（ウエストチャックがないもの）とし、エンジのネクタイをつける。

- (2) セーラー服の長さは、身動きしても下着が見えない程度にする。

- (3) スカートの長さは、ひざがかくれる程度にする。

- (4) 夏、冬服には、左胸にクリップ式の名札をつける。朝の会、帰りの会で着脱する。

- (5) 夏服は、校章、名前入りの指定のセーラー服とする。

※令和5年度以降の新制服については別に規定を設ける。

3. 靴・靴下

- (1) 下履きは、白の運動に適したひも付きタイプとする。
*下履きは、白以外の色のついた物は認めない。（靴の中が白、黒、紺、茶、グレー以外の物など）また、ハイカットのシューズも認めない。
- (2) 上履きは、学校指定の上靴とする。（令和5年度・・・1年生：緑色 2年生：赤色 3年生：青色）
- (3) 靴下は、白、黒、紺色の無地とする。
*丈は、くるぶしより上とする。靴下は、おりまげない。
*ワンポイントの色は、白、黒、紺色はよい。
*メーカーのロゴ等外側（横、後ろ）と内側についているものは可。足の甲のロゴは不可。
*ラインが1周しているものは認めない。
- (4) 冬期における、女子のタイツ（レギンスタイプ不可）は、黒色とする。ただし、ハーフパンツ使用（体育の授業）時は、ソックス（白）に履き替える。

4. 制服の下に着用するもの

- (1) 冬の制服の下には、白、黒、紺、茶、グレーの無地のものを着用する。制服の中に収まるように着用する。
*首もとも制服から出ないようにする
- (2) 夏の制服の下には、男子は白色の無地の下着を着用する。女子は、白、ベージュ、グレーなどの無地の下着を着用する。
*下着の色が透けないようにする。

5. ベルト

- (1) 幅2.5～3cm程度で、黒の派手でないものを使用する。
- (2) 原則、女子はベルトを使用しない。

6. カバン・セカンドバッグ

- (1) 通学には、校章入りのスリーウェイバッグを使用する。
- (2) 荷物が多い場合は、セカンドバッグとして、黒、紺、グレーのスポーツバック（長さ45cm、高さ30cm程度）のものを認める。トートバッグや部活動のエナメルバック等は、使用しない。
*セカンドバッグのみでの通学は、認めない。

7. 体育の服装について

- (1) 体操服、体育館シューズ、帽子は、学校指定のものとする。
*体操服：紺色のジャージ上下、体育シャツ（半袖、長袖）、ハーフパンツ
*体育館シューズ：緑色のライン（新1年生）
- (2) 下靴は、通学用の靴を使用する。

8. 防寒具

- (1) マフラー・手袋・ネックウォーマーの着用を認める。ただし、着脱については昇降口で行うこととする。
- (2) 防寒着として、登下校ジャージの着用は認める。また、部活動で揃えているウィンドブレーカーの着用も認める。部活動に入っていない生徒については、白、黒、紺、茶、グレーの防寒着を認める。
- (3) 防寒具の使用期間については、学校からの指示に従う。
- (4) カイロは使ってもよい。ただし、持ち帰ること。学校のゴミ箱に捨てないこと。

9. その他

- (1) 眉毛は、抜く、剃る等の加工をしない。
- (2) ピアス、ネックレス、ミサンガ等の装飾品は原則認めない。

<校外生活について>

- (1) 外出するときは、派手な服装はさけ、中学生らしい清潔さを保つ。
- (2) 行き先や帰宅時間を、必ず家の人に告げておく。
- (3) 友人同士の外泊や旅行はしない。
- (4) ボウリング場・スケート場・パッティングセンター、カラオケボックス、ゲームセンター、ゲームコーナー等に行くときは保護者同伴とする。ネットカフェは入場禁止とする。

*鳥栖中学校生活規定については、学校教育や社会の実情に合わせて、継続的に見直し、検討を行っていきます。